

## 担い手の経営のライフステージに応じた支援

タイトル JA農業災害資金の対応について JA名 県内2JA (山梨県)

1 動機	○平成27年11月以降の高温により、乾燥中の加工柿(枯露柿、あんぽ
(経緯)	柿)の乾燥不良やカビの発生により大幅な生産量の減少(減収)の発生を
	受け、被災農家が県内 J A より融資を受けた際には利子補給制度を実施に
	よる支援を行いました。
2 概要	本資金利用の前提条件
	・平成 27 年度における加工柿(枯露柿、あんぽ柿)の生産減(減収)につ
	いて、市町村長又はJA組合長から農業災害対策資金の被害認定が交付さ
	れること
	- ・減収に対して、農業経営の維持安定を図るために「市町村認定」未払い又は
	「JA組合長認定」を既に支払った農業経費等があること。
	資金申込受付期間
	平成 28 年 2 月 1 日 ~ 平成 28 年 2 月 29 日
	貸付対象者
	市町村長またはJA組合長から被害認定の交付を受けた個人・法人
	貸付限度額
	500 万円(1 万円単位)ただし農業減収額の範囲内
	貸付期間
	5年以内(うち据置期間は1年以内)
3 成果	○本資金の申込み期間は、平成28年2月1日~同年2月29日の1ヶ月間。
(効果)	実行件数:11件、実行金額:6百万円。
4 今後の	○今後も、自然災害等による農業被害が発生した場合は、被災農業者等の負担軽
予定(課題)	減を最大限に重視して、行政との連携を迅速に行い、農業者への支援を行ってい
	きます。